

【公表用】第9回 亶理町入札監視委員会 会議録

1 開催日時 令和4年1月18日（火）午前9時30分から12時00分まで

2 開催場所 亶理町役場 2階大会議室

3 出席者

(1) 亶理町入札監視委員会委員

委員長 佐藤 英世（大学院教授）

委員 真田 昌行（弁護士）

委員 奥村 誠（大学院教授）

委員 高橋雄一郎（公認会計士）

委員 阿部 純子（税理士）

(2) 説明員

生涯学習課長、亶理図書館長、同主事

都市建設課 建築宅地班長、同副班長

上下水道課長、施設班長、同副班長

(3) 事務局

財政課長、管財班長、同主事3名

4 開催内容

(1) 開会の挨拶（亶理町入札監視委員会委員長）

(2) 報告

①入札及び契約手続きの運用状況等について（財政課長）

(3) 審査（令和3年度上半期入札案件の中から、奥村委員が4件を抽出）

①令和3年度 亶理町立図書館・郷土資料総合管理業務委託【生涯学習課】

②令和3年度 亶理保育所床改修工事【都市建設課】

③令和3年度 下水道総合地震対策計画 管路施設耐震診断調査等業務委託【上下水道課】

④令和3年度 亶理第5-1号汚水枝線工事【上下水道課】

入札監視委員のみで審議案件について協議 ⇒ 意見具申なし

(4) 次回抽出者の確認

(5) その他

(6) 閉会（次回開催：令和4年7月頃、対象範囲：令和3年度下半期）

5 主な指摘事項等

(1) 指名競争入札における指名業者を選定する際の透明性を図れる方策を検討すること。

(2) 委託、物品・役務等の業務について一定金額以上で一般競争入札を採用する方策を検討すること。

以下、議事録

事務局 それでは皆様お揃いになりましたので始めさせていただきます。
続きまして、本日配付させていただきました資料についてご説明させていただきます。右
上に記載しております[資料 1]は次第 2 の入札及び契約手続きの運用状況等の報告で使用
する資料となっております。[資料 2]の抽出事案等説明書につきましては次第 3 の審査で使
用する資料でございます。[資料 3]は今回の審査対象であります令和 3 年度上半期の入札分
の審議案件抽出用の資料でございます。今回の 4 件の事案は奥村委員に抽出していただき
ました。各抽出案件の説明委員として各課の担当者が出席しております。
開会の前に亙理町入札監視委員会条例第 5 条第 2 項の定めにより、会議成立の要件であ
る委員の過半数が出席しているため会議の成立を確認いたしましたので報告いたします。
それでは第 9 回亙理町入札監視委員会を開会いたします。

(1. 開会の挨拶)

事務局 開会にあたりまして佐藤委員長よりご挨拶をいただきます。

～ 佐藤委員長より挨拶 ～

委員会 本日は悪天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。本日の案件は 4 件
になっております。どうぞよろしく願いいたします。

(2. 報告 ①入札及び契約手続きの運用状況等について)

事務局 ありがとうございます。続きまして次第 2 の報告に移ります。入札及び契約手続きの
運用状況等について財政課長より報告いたします。

～ 財政課長から入札及び契約手続きの運用状況等について報告 ～

事務局 それでは、「資料 1」の「入札制度改革の取組状況及び入札執行状況」報告をご覧いま
す。これまでも委員会の都度、ご説明させていただいてきておりますので、重複する部分も
あるとは思いますが、改めましてご説明させていただきます。

はじめに、「1 の入札制度改革の概要」ですが、平成 28 年 12 月に「亙理町入札制度改革
実施計画書」を策定し、この「入札監視委員会」を含む一連の「入札制度改革」にこれまで
取り組んできたところであります。

続いて、「2 の入札制度改革の実施状況」です。入札制度改革につきましては、平成 28 年
度以降、さまざまな取り組みを実施してきておりまして、(1)の「平成 28 年度の取組み」
といたしましては、「チェック体制の強化」、入札の際の「入札実施手順書の作成」、そして、
「職員研修会を開催」したほか、「予定価格の事前公表」として、事後公表としていた予定
価格を、透明性の確保を図る観点から入札前に公表することとしました。また、「不落随意
契約を行う場合の基準」を定める といったことを行ったところです。

続いて、(2)の「平成 29 年度の取組み」といたしましては、「一般競争入札の範囲の拡大」
として、5,000 万円以上としていた一般競争入札の対象案件予定価格を「1,000 万円以上の
もの」を対象を引き下げ、一般競争入札の枠を広げました。次に、「建設工事等指名競争入
札参加指名基準」を定めまして、指名競争入札の場合は、金額に応じて最低何社以上を指
名するといった基準を設けました。また、「入札会を一般の方でも傍聴できること」とし、
さらには、この「亙理町入札監視委員会を設置」したところです。そして「条件付き一般競
争入札における 1 者入札の場合の取扱い」を定め、5,000 万円以上の工事案件については、
入札参加業者が 1 者のみの場合は競争性が働かないということで「入札を取りやめる」と

いったことなどを実施しております。

次に、(3)の「平成30年度」になりますが、「条件付き一般競争入札における地域要件等の基準」を設定したほか、「条件付き一般競争入札の場合の公告期間の拡大として、業者の見積期間を長くとること」、さらには、「入札辞退の場合の辞退理由の追加」といったことなどを行っております。

続いて、(4)「令和元年度の取組み」としましては、国交省からの基準価格の見直し要請に基づき「建設工事における最低制限価格の改定」を実施したところです。

最後に、(5)の「令和3年度の取組み」になりますが、総合評価方式再開に向けて、東北地方整備局の職員を招き「職員を対象とした研修会を実施」し、令和4年度からの再開に向けて準備を進めているところであります。以上が、これまでの入札制度改革の主な取組状況になります。

次に、「3の指摘事項及びその対応」になりますが、本委員会において、これまで委員の皆様からご指摘をいただいたものについて、内容及びその対応状況を掲載しております。こちらの取組みにつきましても、いまご説明してきたこれまでの入札制度改革と同様に、重要な入札制度改革として実施してきているところであります。(1)の「令和元年度」については、入札辞退届の理由の中で「その他」としていたものを、「他の理由」として記載方式に変更することで、辞退理由がさらに明確化するよう様式を変更したところです。そのほか「発注時期の調整及び設定の仕方の検討」として、発注時期、完成時期、工事内容等の確認により、同種の工事が同時期に重ならないよう可能な限り、分散させることとしました。

そして、3つ目ですが、本委員会の開催にあたっては、「抽出担当委員の日程を最優先として開催する」としたことや、資料2ページに移りまして、「予定価格の設定方法」については、予定価格と落札率が乖離している案件が散見されることから、その対応として、見積業者の数を増やすなど、予定価格の積算の精度をあげることにしました。また、5つ目、(1)の最後になりますが「入札の競争性の確保の検討」ということで、随意契約の固定化とならないよう、発注業務の見直しや、他の履行可能な業者を模索するなど、できる限り競争入札で実施できるよう努めることとし、現在取り組んでいるところであります。

(1)の「令和2年度」につきましても、まず、1つ目については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、本来、年2回としている委員会の開催が年1回だけになってしまったことから、条例に基づき2回開催すること、そして、○の2つ目になりますが、年2回の内の1回を中止してしまったことにより、審議対象期間に空白が生じてしまったことについて、改めてこの委員会の設置目的と意義を再認識し、審議対象期間に空白が生じないよう取り組むことといたしました。

4つ目として「低入札における救済制度の導入を検討すること」ということで、現在「入札における総合評価方式」の再開について準備を進めているところです。

5つ目として、辞退理由の集計のみならず、その結果を入札事務へ反映させることでしたが、これまでも発注時期や見積期間などに配慮し、辞退ができる限り発生しないよう取り組んできたところではありますが、今後においても、さらに辞退の傾向を見極めながら競争性の確保に取り組んでいきたいと考えているところであります。

最後に、前回の「令和3年度の状況」になりますが、1つ目として「予定価格と入札価格の乖離が生じないよう予定価格を設定すること」ですが、予定価格と入札価格の乖離については、「物品・役務」関係で散見されるもので、これを全く無くすことはなかなか難しいことと思われそうですが、できるだけ発生しないよう、引き続き、適正な積算及び予定価格の設定に取り組んでまいります。

2つ目として、「低入札における失格基準について検討すること」ですが、この件につきましては、令和4年度から、総合評価方式の運用と併せて「低入札価格調査制度」を導入することについて、現在準備を進めているところです。

最後になりますが、「発注の適切な時期を見据えて入札を執行すること」につきましては、

令和元年度にも発注時期に関連する指摘を受け、そういったことも勘案しているところではありますが、これまで以上に配慮したうえで発注できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

それでは、次に、3ページ「4番の入札執行状況」についてご説明いたしますが、令和元年度からの入札執行状況ということで、工事や委託といった区分ごとの「件数及び落札率」をまとめた表になります。なお、今年度分については9月末現在となっております。ご覧のとおり、傾向としては、令和3年度がまだ年度途中のため、比較することは難しいところがありますが、令和2年度と令和3年度を比較してみますと、入札件数については、令和2年度が復興期間の最終年度ということで、令和3年度が年度の途中ということを考慮しても減少傾向となっております。落札率につきましては、加重平均でみますと、工事が令和3年度は、2.5ポイントほど下がっておりますが【委託】、【物品・役務】を含めた全体で見ますと、4ポイントほど落札率は上昇している状況となっております。まだ、年度の途中ということもあり、年度末には状況が変わることもありますが、引き続きその傾向については注視していきたいと考えております。なお、上半期の不調件数については1件でした。

次に、4ページです。こちらは「令和2年度・令和3年度の落札率の一覧」になりますが、さきほどご説明した前のページの「令和2年度・令和3年度の落札率」を、【工事】、【委託】、【物品・役務】の区分ごとに、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、さらには、町内業者、町外業者に細分化して落札率を算出した表になりますので、こちらについては、のちほどご覧いただきたいと思っております。

次の5ページからは、「令和3年度上半期」の入札における「入札辞退」の辞退理由をまとめた表になります。全体の集計表のほか、【工事】、【委託】、【物品・役務】の個別の区分ごとの表についても添付しております。なお、辞退理由については、複数回答を可としておりますので、辞退数と辞退理由件数については相違があることについてご留意願います。令和3年度上半期における辞退につきましては、6ページの「全体」の表の最後の合計をご覧願いますが、41の入札案件で66社の辞退が発生し、辞退理由については70件となっております。

はじめに、41件の入札件数のうち、1,000万円未満の案件が29件と7割を占めており、指名競争入札の場合の辞退が多いことが見て取れます。そして、辞退理由として多いのが、2番の「自社での履行が困難なため」、4番の「当該事業に対応する技術者又は作業員の確保が困難な為」というものがそれぞれ18件、次に、6番の「現在、手持ちの業務により、新規の対応が困難なため」が13件ということで、この3つの辞退理由だけで、全体の7割の辞退理由となっております。また、辞退理由については複数回答可としているものの、複数回答しているのは2件の入札案件になりますが、ともに【物品・役務】に分類される入札となっております。分類別にみみますと、7ページの【工事】につきましては、辞退理由として4番の「当該事業に対応する技術者又は作業員の確保が困難な為」が10件で一番多く、【工事】の辞退の4割を占めております。8ページの【委託】については2件だけでしたので割愛させていただきますが、9ページ【物品・役務】に関しましては、2番の「自社での履行が困難なため」が17件で一番多く、これだけで【物品・役務】の約4割を占めております。次に、4番の「当該事業に対応する技術者又は作業員の確保が困難な為」が8件、そして、6番の「現在の手持ちの業務により、新規の対応が困難なため」が7件で続いております。【物品・役務】の傾向としては、業者登録があり指名はしたものの、指名された業者が発注された内容を確認すると「履行できない」、「対応できない」といった傾向がみられました。前回、ご報告させていただいた令和2年度下半期の辞退状況と比較すると、令和2年度下半期については、全体で39件の入札において、112件の入札辞退が発生してございましたので、令和3年度上半期は前回報告時より、入札辞退数で46件、率にして41ポイント減少しており、特に分類別では【工事】の入札において60件から24件と6割減少したところですが、さきほども少し触れましたが、令和元年度に開催した委員

会において、委員の皆様から、「なるべく辞退者が出ないように」というご指摘を受け、発注時期や工期、工種を見直しし、できるだけ同時期に発注しないなど取り組んできた経緯もあるのか、辞退件数は減少している状況です。

そして、一般競争入札と違い、指名競争入札の指名は、発注者側が一方的に指名しているものなので、辞退を無くすことは難しいことですが、できるだけ辞退が発生しないよう今後も取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上で、「入札制度改革の取組状況等」の報告を終わります。

事務局 ただいまの報告に関しまして質問はございますか。

それでは次第 3 の審査、次第 4 の次回抽出者の確認につきましては佐藤委員長に進行をお願いしたいと思います。それでは佐藤委員長お願いいたします。

(3. 審査)

委員会 それでは早速、審査に入らせていただきたいと思います。今回の抽出議案は奥村委員に抽出していただきましたので、抽出理由について奥村委員の方からご説明をお願いします。

委員会 奥村でございます。今回の案件の抽出方針ですね。資料 2 にありまして、ご覧いただきながら、報告させていただきます。これまで 1 回の委員会の案件で 5 件程度、前の時期と重なるときはそれ以上の案件を取り上げてきたこともあるのですが、今回、全般的に、報告がありましたが、随意契約を除いて平均の落札率が前回よりも低下しているということで全体的にはうまく運用できているのではないかという認識はありましたので一般競争入札、指名競争入札、随意契約のそれぞれから対象を抽出するというようにした上で最初に分類の内訳表をいただいているのですけれども、その中で件数が多くて審議したことが今後に反映したことが高そうなものとしてですね。カテゴリの中で件数が多いものを選ぶということで 4 つの対象としております。そのカテゴリの中で落札率が極めて高いか、あるいは規模が大きい、影響が大きいと考えられる案件を抽出したという手筈となっております。具体的に 4 つ案件を抽出いたしました。案件番号順に並んでおりますので番号順にいけますけれども、1 番が指名、物品の物品・役務の役務で No.11 のものです。「亘理町立図書館・郷土資料総合管業務委託」。これは落札率がとても高い案件です。役務の中で最大規模なので、応札数が指名に対して 7 件応札されているので十分、競争性が働いていると思われるのですけれども、結果の落札率が 100% 近いということで理由について確認したいと思い抽出させていただきました。続いて 2 番目が指名の工事建築一式の「亘理保育所床改修工事」ですが、落札率が高い、それから応札数が 5 つあって競争性が働いているように思われるのですけれども、想定どおり競争性が表に出ているかを確認するために抽出いたしました。3 番目が随意契約の委託業務で No.90 「下水道総合地震対策計画 管路施設耐震診断調査等業務委託」。これは委託業務の中で最大規模であり、落札率も高いということで、随意契約でないといけないのか。その他に方法はないのかということで取り上げました。最後の 4 番目ですが、No.81 「亘理第 5-1 号汚水枝線工事」ですが、それは規模の大きい土木工事なのですけれども落札率が低く、競争性が働いた背景、状況を確認させていただきたいということで抽出させていただきました。以上 4 件になります。よろしくお願いいたします。

委員会 どうもありがとうございました。それでは早速 1 件目の「令和 3 年度 亘理町立図書館・郷土資料総合管業務委託」についての審議に入らせていただきます。まずは事務局から概要について説明をお願いします。

事務局 1 件目の抽出事案の方について説明させていただきたいと思います。件名が「令和 3 年度 亘理町立図書館・郷土資料総合管業務委託」でございます。概要につきましては長期継

続契約 5 年間、①日常清掃、定期清掃②常駐警備業務③建物管理業務、環境衛生管理業務（給排水衛生設備定期保守点検、特殊建築物保守点検、消防設備保守点検）。入札参加資格につきましては互理町入札参加資格者名簿に登載されているもので、物品・役務等の参加資格認定を受けていることとございます。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては同業種における当該事業の実績のある業者を選定しております。入札参加業者数につきましては 8 者、入札者数につきましては 7 者、辞退者数につきましては 1 者となっております。予定価額が税込み 77,219,819 円、契約金額税込み 75,900,000 円、落札率は 98.29% でございます。説明は以上となります。

① 令和 3 年度 互理町立図書館・郷土資料館総合管理業務委託

入札方式：指名競争入札（予定価格 非公表）
種別：業務委託
入札通知：令和 3 年 3 月 19 日
入札開札：令和 3 年 3 月 24 日
入札参加業者数：8 者（うち辞退業者 1 者）
予定価格（税込）：77,219,819 円
契約金額（税込）：75,900,000 円（落札率：98.29%）

委員会 ありがとうございます。それでは委員の皆様からご意見等ございましたら、お願いいたします。

委員会 本件は入札業者が 7 者でしたが、予定価格を超えて応札している業者が 5 者あり、予定価格以内の業者が 2 者となっておりますので予定価格の決定方法についてどのように決めたのか教えてください。

説明員 予定価格につきましては業務の内容を積算する訳ですけれども、今まで請け負っていた業者とそれ以外の業者から参考見積を徴収しまして、その内、低い額を参考に積算しております。

委員会 予定価格以内であった業者が 2 者でありましたが、他の業者からも見積を取っているのでしょうか。

説明員 「●●●」より参考見積を徴収しております。

委員会 1 者のみですか。

説明員 今までの業務の請負業者からも参考見積を徴収しております。

委員会 参考見積を取った中で低いものを参考にして予定価格を決定して、その結果になったということですね。

委員会 今回、指名通知から入札までの期間が 1 週間程度でしたけれども、役務の入札に関しましては大体この程度の見積期間の設定なのではないでしょうか。

説明員 通常この程度の期間で入札しております。

委員会 予定価格の参考のために見積を業者に依頼するといったときに予定価格を参考にした業者は、この入札参加者に含まれているのでしょうか。

説明員 あくまでも参考に積算をしておりますので、その金額そのもので積算しております。

委員会 参考見積を依頼した業者が、入札の見積を作成する期間が短くても有利に働くというわけではないということでしょうか。

説明員 積算にあたりましては予算を取得する兼ね合いもありまして前年の11月に業者からいただいております、それをもとに積算をしまして予定価格を算出しております。その後、3月に指名をしております。

委員会 この案件は令和3年度の管理業務ですが、業務の開始日についてはいつからになりますか。

説明員 業務の開始は4月1日になります。

委員会 そうすると、確実にこの業務というのは次の年に発生するという事は明らかな事案でありますよね。急に決まるというよりは、現在の契約が切れると新年度に新しい業者に委託しなければならないという状況なのですが、予算の関係があるのかとも考えられますが、どうして、そもそもの入札の手続きがこの3月の最後になってしまうのでしょうか。

説明員 そちらについては新年度の予算が成立してから執行する形になりますので、この時期になったものです。

事務局 新年度予算は予算の裏付けが契約には必要になってくるのですが、予算議決が3月18日になります。そこから基本的には事務手続きとなりまして、金額に応じて見積期間を設けて指名業者に通知するといった内容となっております。

委員会 ルールがそうなっているということは理解しましたが、予算が成立しなければ業務は成立しないのかということになると、議決を後ですることとして緊急にやらなければならないことを進めるという手続きが取られるのではないかとおられるのですが、ということは無理に予算の成立を待って本当に契約を待つ必要があるのか、確実に行われるということが明らかなことについては早めに進めることによって業者の方には無理がない準備ができて、有利な状況で契約が可能になるという余地があると思われるのですけれども、そこについては難しいものなののでしょうか。

事務局 まず、予算については今お話ししたように3月議会で議決されますので対外的な手続きについては、それ以降に町で行っておりますが、内部手続きにつきましては1月に全庁に通知しまして来年度の積算や検討について準備をするように通知しております。外部的な手続きについては3月18日以降に要綱に沿った形の手続通知といった形となります。

事務局 付け加えさせていただきます。さきほど委員が仰っていたのが、新年度予算が成立してから時間的に日数がない関係で公平な積算が各業者において出来ないのではないのかというお話であると思うのですが、確かにこちらの契約については金額がかなり大きい契約になっておりますので、予算的には現在の課題としまして、この当初予算が成立するのは当然なのですが、そうではなくても事前に着手することができるよう手法もございますので、こういった金額が大きいものにつきましてはそのようなことも踏まえて今後取り組んでい

くようにしていきたいと思います。

委員会 以前、ご説明いただいていると思うのですが、この予定価格の公表と非公表の基準についてはどこにあるのでしょうか。

事務局 予定価格につきましてはすべての案件について事後公表はしております。ただし、工事案件につきましては、本町において平成 28 年度から入札制度改革の一環として工事案件については予定価格を事前公表する取り扱いにて運用しております。

委員会 工事案件がすべて対象なのですか。

事務局 随意契約を除き、案件すべてが対象となっております。

委員会 金額や時期などのお話になるのですが、長期継続契約 5 年というのは一般的に考えると、とても長いと印象があるのですが、こういう清掃や定期的な業務に関する長期契約というのは通常 5 年契約がルールで決められているのでしょうか。

事務局 長期継続契約につきましては条例に基づき長期契約できる契約できる契約がありまして最長 5 年が限度となっております。その年数について、縛りなどはなく、あくまで事業にあった形で契約期間を決めるものとなっております。

委員会 今のご質問の関係でいくと、その 5 年とか 3 年とかの年数についてはどのような基準で決めているのでしょうか。

説明員 業務を委託する担当部署において業務が適正かつ安定的に行えることを考え、決めております。今回は警備内容であったり、清掃範囲などについて変更がありまして、内容を少し減らして契約をしようと考えてございまして安定的に業務が行えるように 5 年の年数で決定しております。

委員会 今のお話ですと業務の内容が少し変わったということが原因ということでしょうか。

説明員 業務内容が変わって新しく委託をするタイミングにおきまして安定的に業務が行えるように、例えば単年度の契約になると業者が変更になる度に一から説明する形になりますので、長期間で委託したほうが業務を安定的に行えると判断いたしまして、このような発注をしております。

委員会 そのような考えていきますと役務の提供や施設管理には基本的には 5 年と考えた方が安定的に業務を行えるというような発想になってしまうのではないかと、すなわち考え方としては今の考え方も当然、あり得ると思いますけど、例えば新しい業務や業務の内容が変わったというところもあって 5 年ということですが、逆に業務が変わってどの業者が適切にできるか分からないという観点からするとひとまず、2 年 3 年くらい様子を見て、その上で次回は期間を長くするという発想もできないわけではないのですよね。その辺がこういう役務の提供 施設の管理なんかについてはむしろ 5 年というのが、基準になっているために 5 年で契約しているのかという風に考えられると思うのですがどうなのでしょうか。

説明員 特段、この業務であるから 5 年です、3 年ですという基準はないと思われませんが、事務局はどうでしょうか。

事務局 長期継続契約に関して条例がございますけれども、その中で商慣習上、複数年度に渡る契約の締結、あるいは経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約、あるいは契約業者が調達した業務の履行に必要な物品の初期投資額の回収に必要な期間を確保するため、複数年度に渡り契約を締結することができるということで契約期間のそれぞれ異なりませんが、最長 5 年以内とするということで条例に定め、内容に応じて長期継続契約を締結するということになっております。

委員会 そうですと、5 年にするか 3 年にするか 2 年にするかを決めるのは行政側の裁量ということになりますか。5 年以内であれば、法令上は問題がないということですので、3 年や 2 年とかあり得るといことになりますかね。

そうだとすると、全てルールで定めるというのは難しいとは思いますが、大枠で一定の基準を設けるということは、可能かと思えます。結局はこちらと同じような事案があったときに一方は 5 年で、他方は 3 年となったときに、それについて合理的な説明ができるのかどうかという点について気になるかと思えます。いますぐ対応してほしいというわけではないのですが、結局はこういう風に業務を請け負った業者がもちろん長いほうがよいとは思いますが、逆に言うところの業務をとれなかった業者からしますと不満が残る側面もあると考えられます。調整は恐らくとても難しいと思われまはすけれども、業者側で納得できるような一定の基準があればよりスムーズに執行できるのではないかと思います。ですから、できるかどうか、あるいは実際に運用しようと思ったときにどのような問題が生じるのか、この時点ではまだ課題は出ないのですけれども、そういうことも検討していただければと思います。

それから続けて、今回気になっていることなのですが、入札参加資格と入札参加資格設定の経緯及び理由がどの業務について記載されておりますが、亘理町の入札参加名簿に登載されているものというのは、全国の業者が入っているということなのでしょうか。

事務局 入札参加資格者名簿につきましては 2 か年毎の業者の資格を一定期間の間に申請いただき、審査し、法律上の観点から適正な業者であるかを確認し、名簿に登載するものとなっております。名簿については工事、委託、物品・役務のカテゴリごとに登録いただくようになっておりまして、その名簿の中から担当が指名業者を選定するようになります。

委員会 入札参加資格を決定する際に業者に申請してもらおうという話ですが、どの範囲で周知しているのかを確認したいのですが。

事務局 基本的には入札参加資格の登録につきましては地域要件の制限はございません。全国から募集受付をしております。期間につきましては資格の適用開始が 4 月 1 日からで申請の受付が 11 月から 12 月から開始しまして 1 か月から 2 か月程度の期間を設けております。

委員会 それは HP 上で募集をかけるようになるのでしょうか。

事務局 そのとおりです。

委員会 申請されて審査されて名簿に登録された者の中から選定している。ということですね。次の入札参加資格設定の経緯及び理由の中で同業種における当該事業の実績のある業者を選定するとなっております。これも行政側で一定の基準を設けて実績をなんらかの基準に基づいて決めて業者を選定するものということだと思われまはすが、この実績は何を以て実績とみなすかということが生じると思えます。例えば、警備や清掃などの業務が対象となって、その中で実績があるところということによって選ばれるということになるかと思うので

すが、この記載方法だと何を以て実績であると判断されるのということが業者側からすると分りかねる。この内容についても一定の基準が必要になるのではないかと思います、どのように決められているのでしょうか。

事務局 実績につきましては、先ほど2年に一回の登録の時に他市町村での実績やここで言う建物の法定点検や日常の警備業務などになりますが、どこの市町村で実績がありますといった形で提出いただいておりますので、それを踏まえ、多数の実績のある業者の中から8者を選定して、入札を実施しております。また、発注する段階では事細かく、それぞれの分野で仕様書がありますので、それに基づいて積算していただいて入札にあたっていただいております。ここまでは概要という形で記載しておりますけれども、基本的には仕様書ということで、それぞれで何時間やる、何日やる、年何回やるとか詳細について記載して積算を求めています。

委員会 実績については業者の方からは確認できるのでしょうか。

事務局 業者の方から出してもらっております。

委員会 業者の方から実績を出すのですけれども、今のお話ですと一定の基準を設けているというお話ですよね。そこから指名していくわけですから。

事務局 例えば、令和〇年度仙台市役所の清掃を受託しているとか、そういったものであり、同様の業務を請け負っているとか、そのような形で出しているようになっております。

委員会 資料には同業種における実績となっておりますので、その点については共通している業者が対象ということでしょうか。

事務局 工事でも委託でも物品でもコピー機でも同様なやり方で実施しております。全国の事業の実績を踏まえて、この業者なら必ず履行できるというところを指名しております。

委員会 わかりました。以上で、この案件についての審議は終了といたします。それでは続いての案件について事務局より説明をお願いします。

② 令和3年度 亙理保育所床改修工事

入札方式：指名競争入札（予定価格 事前公表）

種別：建築一式工事

入札通知：令和3年8月5日

入札開札：令和3年8月20日

入札参加業者数：6者（うち辞退業者1者）

予定価格（税込）：4,994,000円

契約金額（税込）：4,939,000円（落札率：98.9%）

事務局 それでは2件目の案件について説明いたします。件名が「令和3年度 亙理保育所床改修工事」。概要につきましては既存床経年劣化に伴う床仕上げ材貼り、保育室7室(272㎡)・廊下ホール(206㎡)・事務室(43㎡)、既存ビニル床シート撤去A=37.0㎡、新設ビニル床シート貼り下地調整 木部(フローリング)及びモルタル部A=521.0㎡、新設ビニル床シート貼り厚2mm A=521.0㎡とな

ります。入札参加資格につきましては、亶理町入札参加資格者名簿に登載されている者で、建築一式工事の参加資格認定を受けていること。入札参加資格設定の経緯及び理由につきましては、同種の工事施工実績のある業者を選定しております。「亶理町建設工事等執行規則」第8条の規定により、亶理町入札参加資格名簿に登載されている者の中から建築一式工事の参加資格認定を受けている者を指名するものでございます。入札参加業者数につきましては6者、入札者数が5者、辞退者数が1者、予定価格（税込）4,994,000円、契約金額（税込）4,939,000円、落札率が98.9%でございます。

委員会 それでは、委員の皆様、この案件についてご意見はございますか。

委員会 予定価格を事前公表していることもあるが、応札したうちの3者が予定価格と同額で応札しており、それ以下の金額で応札した業者が2者だったわけであるが、予定価格の算出根拠についてはどのようなものであるのか。

説明員 予定価格の積算になりますが、宮城県の積算基準に基づき、宮城県の単価を採用し、積算しております。

委員会 今回の入札参加資格の設定の経緯及び理由については町の例規に基づき指名するとしております。しかし、先ほどの案件では根拠の規定について記載されていない。これは恐らく工事の種類等によって規定の有無があると思われるが、入札監視委員会からすると、この規定の適用については重要なことであると認識しているが、業務によってあたりなかつたりすることについては如何なものかと思われま

事務局 こちらについては建設業法に基づいて行うものであるため、細かい規定を定めていると認識している。

委員会 その場合、1件目の案件については上位法のようなものがなくて、自治体ごとの裁量によって定められているという認識でよろしいのでしょうか。

事務局 仰る通り、委託業務になると範囲が広がることから、詳細な規定についての制定は難しいものであると認識しております。

委員会 そうであると推測できますが、金額的には1件目の方が額が大きい。そういった意味では公金の使い方が入札と関係してくるものだと思います。このような逆転現象、上位法があるから金額が低くても根拠規定はあるけれども、いくら高額でも根拠規定がないので、このような状況となっている。しかし、一般市民からの立場からすれば、整合性に欠けると思われるのではないのか。ですから、これは根拠規定の有無の観点から判断してよいか疑問に感じる部分もあります。

事務局 1件目の根拠規定については別の規定に基づくものであり、基となる規定については工事、委託、物品・役務でそれぞれ金額に応じて指名業者数を選定するものです。2年に一度行う業者登録の審査を経た履行可能で適切な資格ある業者の中から金額に応じて定められた業者数を選定するものです。皆様のお手元に配布してあります亶理町指名競争入札参加者指名基準がござい

- 委員会 だとすれば、この資料について記載内容を適切にしなければならないと思います。他の案件についてはとても詳しく記載している案件もありますので。
- 委員会 一般競争入札だからでしょうか。
- 事務局 工事につきましては、1,000万円以上については一般競争入札で公募により、入札参加者を募ります。1,000万円未満については金額に応じて指名業者数を確保し、入札を執行します。工事以外の入札案件についてはすべて金額に応じて指名数を確保し、指名競争入札を執行します。
- 事務局 7,000万円規模の場合は8者以上の指名業者数と定められております。
- 委員会 「入札参加資格」や「入札参加資格設定の経緯及び理由」については事務局で説明した根拠法令や規定などの適切な情報を記載すべきだと考えます。入札監視委員会の業務の目的から提供いただける情報は多いほうがよいと思います。他の自治体の監視委員会についても、このような項目についてはもっと詳細に記載されておりますので亶理町についてもぜひ検討いただきたいと思います。
- 委員会 この2件目については入札参加資格が記載されている。この条件を満たす業者数は実は相当多数存在する。その中で1,000万円以下であるから定められた業者数を満たすよう選んで、指名して入札を執行すると思いますが、上記内容を満たしている業者の中から、どうやって指名業者を選定しているのかというところに差配が働く危険性があると思われませんが、理由について例えば、抽選だというのであれば、わかりやすいですが、その点についてはどのように決めておりますのでしょうか。実際に条件を満たしている業者はいくつ存在して、この実際に指名されている業者についてはどのように選定されているのでしょうか。
- 説明員 建築工事に関しましては町内に大きく分けて4地区ございしますが、地区ごとに町内業者を内規に基づき選定しております。その後、町の指名委員会にて審議の上、内申業者について決定を受けております。各課ごとに選定する基準は異なりますが、最終的には指名委員会の審議を経て業者を選定しております。
- 委員会 入札の問題は指名委員会の役割がすごく大きいと認識しております。そこに第三者が携わっておりますでしょうか。
- 事務局 指名委員会について第三者は入れておりません。
- 委員会 結局は行政内部で指名について決定しておりますが、そこで決められた業者による入札において透明性や公平性の観点から適切な執行が行われているかを我々、入札監視委員会が審査しております。私は指名業者を決める委員会に第三者が入る方が、一層チェック機能が働くのではないかと考えます。どの業者を指名するのかということについてはすごく重要なポイントであると認識しております。なので、不正等を徹底して排除することを考えると、入札の本当の適正化には繋がらないと思います。
- 委員会 その意見については同意しかねる部分があります。もし、徹底した透明性を図るのであれば、すべての案件において一般競争入札を実施すべきであると考えます。一般競争入札にすれば、先の問題点については全て解決できると思われれます。しかしながら、一般競争入札に移行することで、事務手続きが煩雑であるがために、そこまで高額ではない金額に対

し、徹底した透明性の確保が必要なのであるのかと考えます。1円からすべての案件を一般競争入札にすると手続きする側が破綻する可能性があるのではないのでしょうか。そのようなことを考えるとあまり、そこのところを原則論で厳しく行うことは、少し無理があるのではないのかと考えます。

それから、さきほどの案件についても基準をきめることはよいと考えますが、結局類似の業種の案件が一般的に繰り返し発注してくるのであれば、信頼性のある基準を定めることは適当であると思いますが、発注件数が多くないものに対して基準を作り、運用していくとなると、基準を適切に維持していくことも必要になり、負担だけが増え、効果が薄い可能性があると思います。原則論からすると徹底した透明性や競争性の確保をしていただきたいと思うのですが、実際の仕事の量を考えたときに、そこまでやる必要があるのか無いか。もしもいとするとして1件目の案件については委員長が仰ったように金額が大きいので一般競争入札を導入すべきであって、全ての案件について一般競争入札を採用する必要はないと考えます。

委員会

仰ることはわかりました。地方自治法及び地方自治法施行令で定まっているわけですが、基本的な考え方は原則一般競争入札で一定の基準の場合、指名競争入札も可能である、あるいは緊急的や技術的な場合により随意契約の運用が認められている。それから、250万円以下であれば、入札を実施しなくてもよいという枠組みはできているわけです。ただ、地方自治法や行政論の中の話であり、法律や政令の規定が抽象的であるために、一般競争入札で実施するところを指名競争入札で実施したり、一般競争入札や指名競争入札で実施できるところを随意契約で実施したり、そのような曖昧な運用をしているところが多々あるのでは、即ち法令の規定が抽象的であるために、悪く言えば、行政の判断で本来、一般競争入札でやるべき案件を実際には行われていないという側面があるので、それをチェックする必要があると考えた場合に、やはり指名委員会がどのような基準で、法令との関係もありますし、どのような基準で果たして選定しているのかというところが非常に重要で、それから様々な不祥事が起きてきたのは結局、業者間の談合の問題や入札情報の漏洩の問題ということでこの委員会はそのような背景があり、できております。それをより公正かつ不正のないものにするを目的として入札監視委員会は設置され、入札事務を監視する役割を担っている。そのことから1件目のような案件については何故、一般競争入札によって執行しなかったのかという疑問に感じております。今回の令和3年度上半期分の案件を全て見てみると、一般競争入札と比較すると指名競争入札が非常に多いと感じます。その点についても、ルール化できるものについてはルール化していかないと、より公平で透明性のある入札制度は運用できないと感じております。少額な金額のものについては除くとしても、確か250万円の金額が地方自治法の規定により定められていると認識しております。

事務局

地方自治法で定められているのは随意契約の規定になります。

事務局

本町においては50万円以上の案件については随意契約を除き、入札しております。

事務局

今の取り組みの中で話を整理させていただきますと、建築工事一式の登録がある業者が290社あります。その中から今回の入札においては6者指名しております。指名委員会は副町長、総務課長、財政課長、企画課長、税務課長、農林水産課長、都市建設課長、施設管理課長、上下水道課長、教育総務課長及び当該契約要求課長を以て審議し、指名業者の選定をしております。その290者のうち6者であるから、この指名選定の過程において苦情処理に関する要綱についてHPに掲載しております。もし、このような苦情の要件があれば、入札監視委員会の所掌事務の中でこれを審議していただくものとなります。所掌事務の内容については1つめが財政課長からの入札に関する報告事項、2つ目が抽出案件の審査、3つ

目が再苦情の処理となっております。我々にも指名業者を選定する過程における説明責任がございます。よって指名委員会でも説明責任がありますし、入札監視委員会の中でも、その処理を審議していただくこととなりますので、そのことを念頭において指名しております。また、工事におきましては50万円以下については随意契約、他町村ではおおよそ130万円以内が随意契約の範囲とし、随意契約の範囲を大幅に狭めた規定の中で執行しております。また、50万円以上1,000万円までが指名競争入札、1,000万円以上が一般競争入札となっております。工事については例年ですと120件ほどの発注をしておりますが、東日本大震災の復興が完了したことから今年度は80件ほどの発注が見込まれます。その中で、1,000万円以内においては町内業者や担い手の育成という観点もありますことから、町内業者に指名をしていたという経緯でございます。この指名内容について納得がいかない方については苦情の処理の手続きがございますので、苦情が出て、指名委員会で審議し、入札監視委員会で協議するという建付けで進めさせていただいております。このことから全く関連性がないわけではございませんので、入札における苦情が出てれば審議をお願いしたいと思っております。

委員会 指名した企業6者の中で3者が予定価格の上限を超えての入札というところと落札する気がない中での入札であると印象がありました。また1者辞退されているが理由が予定価格での入札が困難であるとのことであるので、予定価格の設定に問題があるのか。その点についてどのようにお考えでしょうか。

説明員 この工事に関して、仕様書上で施工条件として施設が保育所であるため、児童がいる中での施工となります。また各保育室が7室ありますので、各部屋1週間で工事する内容となっております。このことから通常と同じ面積をやるよりも時間がかかってしまう事とお昼寝の時間というのがございますので、そちらの時間を省いての工事ということになりますので下請け業者さんの確保する時間が長いことによって施工業者の利益が低くなってしまふことから、落札率が高止まりしたのではないかと推測されます。

委員会 繰り返しになりますが、役務の提供については競争入札という手段があり得ないでしょうか。一般競争入札にしないという理由はありますでしょうか。

事務局 入札の関係が工事中心に想定しており、その中で1千万円以上が競争入札ということで通知とかもございますのでそういうことでやっておりますが、そもそもそういう委託とか物品とか役務についてはそういう事について想定してないというのが現状。ということであるものが国からも来ないですし、元々が工事以外については想定していないということであるので執行方法とか、考え方が工事とそれ以外では違う、想定していないということが現状なのかと思っております。それに関連して、本町では総合評価も含め、価格以外に競争入札というのは一番安いところと契約する。単純にそれだけですが価格と価格以外の要素で総合評価方式とか、あるいはプロポーザル方式等といった、事業によっては価格以外の要素も入れながらプレゼンしながら決めていく。という方式も、例えばホームページとか、LEDの一括交換とかそういう特殊な事業についてはそれらを持ちながら執行している状況でございます。ただ、定型的な長期契約という長期契約は何かあるかということ、施設の管理とコピー機だけであります。これは単純な業務ということで、一般競争入札でも可能ですが現状としては想定しておりません。

委員会 プロポーザル方式とか総合評価方式は金額で決めていませんか。1億円以上とか2億円以上とか、確か宮城県はそういう大きい金額のそういう方式を取るような形になっております。亘理町はそのような方式はとっていないということでしょうか。

事務局 本町は業務内容に応じて特殊性があるものや互理町の考えに近いものとか導入しております。基本的には地方自治法に基づく一般競争入札、指名競争入札、随意契約の3つの執行方法で行い、金額は詳細規則で定めて実施しております。ただ、先ほど委員からのご指摘のとおり、これまでの立て付けが工事とそれ以外では異なるという内容となっております。

委員会 工事については様々な点数のつけ方があるので一般競争入札にしても何点以上がAランクという決め方ができますけれども、役務の提供等の場合はそもそもの基準というものが無いので一般競争入札にしまうと不適格な業者を排除することができないというリスクがあるのでしょうか。

事務局 他市町村にも役務関係の一般競争入札の例は特に定めていないようです。

委員会 総合評価方式とかについては工事以外でも可能であると思われれます。例えば項目として社会貢献をしているとかボランティア活動をしているといった要素を含めて総合評価するものです。今までのように実績等だけではなく、様々な要素を評価するものなので出来ないことはないでしょうけれども恐らく、国交省が工事を中心に総合評価落札方式を最初に提示したのが、影響を与えているのではないかと思います。プロポーザル方式も総合評価方式も結局国土交通省が中心となり、法案を出し、制度として運用したという経緯がありました。この制度についてやれないことはないと思いますけれども、事務量の問題ということも委員から指摘がありましたので、バランスを考えて実施する必要があると思いますので試行錯誤でより良い制度にしていただければ、少しでも前進することが重要であると思います。

委員会 その他ございますでしょうか。無いようでしたら3件目の案件に入ります。

③ 令和3年度 下水道総合地震対策計画 管路施設耐震診断調査等業務委託

入札方式： 随意契約（予定価格 非公表）
種別： 業務委託
入札通知： 令和3年9月9日
入札開札： 令和3年9月17日
入札参加業者数： 1者（うち辞退業者0者）
予定価格（税込）： 14,567,300円
契約金額（税込）： 14,300,000円（落札率：98.17%）

事務局 それでは3件目の案件の説明させていただきたいと思っております。件名が令和3年度下水道総合地震対策計画 管路施設耐震診断調査等業務委託でございます。概要につきましては、管路施設耐震診断（詳細診断）調査 L=2,577m、基礎調査、条件設定、耐震計算による性能の定量的評価、耐震補強必要箇所抽出、耐震補強対策の検討、マンホール目視調査 106箇所。入札参加資格につきましては、互理町入札参加資格者名簿に記載されているもので測量、建設コンサルタント等の参加資格認定を受けていること。入札参加資格選定の経緯及び理由につきましては、同業種における、当該事業の実績のある業者を選定。入札参加資格設定の経緯及び理由になりますが、地方自治法地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号不動産の買入れ又は借入れ地方公営企業が、必要とする物品の製造、修理、加工、又は納入に使用させるために必要な物品の売払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするときに該当するもの。随意契約の理由については、本業務委託は、昨年実施した「令和2年度 下水道総合地震対策計画策定業務」において詳細

な検討が必要になった、管きょ及びマンホールについて詳細調査及び実施設計を行うもの。このことから、「下水道総合地震対策計画」を策定した(株)パスコ仙台支店が業務内容に精通しているため、随意契約することにより、履行期間の短縮、設計額の削減、確実な業務遂行が可能と考えられるという内容でございます。続いて、指名業者数につきましては1者、入札者数につきましては1者、辞退者数0、予定価格につきましては税込14,567,300円、契約金額につきましては14,300,000円、落札率が98.17%。概要についての説明は以上です。

委員会 委員の皆様、何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。

委員会 この業務については他の業者でも可能なものではないのでしょうか。業務内容に精通しているとは具体的な計画を策定した段階で何らかの技術的知識等や業務箇所の状況が理解されている前提だとすると、そもそもこの業務の業者を選定するときに、その状況を踏まえて考えておかなければならない話ではないのかと思われまます。結局マンホールで調査をして大丈夫であるかどうかを確認する業務内容だけであるなら、下水道総合地震対策計画が分かるか否かは関係無く出来る業務であると思えます。そうして先ほど説明した随意契約理由が適切であると思えないので、確認させていただきたい。

説明員 随意契約理由の詳細内容といたしましては昨年度計画を策定するというに伴う随意契約理由となっておりますが、今年度の業務に必要な基礎調査項目の省略とその業務に係る履行期間の短縮が図れるという考えに基づき随意契約しております。こちらの基礎調査項目としては、計画内容と現状調査を含め、情報の収集、他の調査を令和2年度中に当該業者については実施済みとなっております、設計段階で計上しておりません。この詳細調査に関しては設計額の削減と履行期間の短縮が図れる形になりますが、元々の計画の中身については詳細調査としては予算及び期間を2か年で実施する計画でありましたが、削減した設計額を充当する形で令和4年度に実施する予定であった内容について前倒しで実施することが可能となることから本業務について早期実施を図ることができる考えで随意契約をしております。

委員会 内容について理解出来ましたが、どこまでを一連の業務として発注するのか。最初の対策計画で培われた情報というのが前提で、次の業務があるという見方ができます。そうすると他の業者が実質やろうとしたときに、その内容について知らないわけだから、その業務をやろうとすると余計な業務を行わなければならないという話になりますが、本当にそうなのか、そうなると思っているだけなのか問題であると思われまます。昔であれば図面の問題があるかと思われまます、今の時代であれば、GIS等で管理されているので電子データを前回の業務の提出されるべき成果として町が受け取っている情報であれば、それを別の業者へ渡せば解決する話であると思われまます。また、そうではないとすると前回の業務と今回の業務を別けて発注すること自体に無理がないかどうかの話になると思われまます、その点についてはどうなっているのでしょうか。どうやって業務の範囲を決めて発注するのかという点なのですが。

説明員 今回の業務に関しましては昨年度の業務が計画の策定となっております、この計画を策定した中で今回令和3年度になりますが、必要な箇所についてはそこかということについて抽出してござりまして、必要な箇所を今回で調査、整備調査も含め、耐震関係の設計を今回の業務を行うという過程をなっております。このことから、計画を策定した段階で全体の計画はできてござりまます、最初の設計の段階での計画策定という形で、こちらの事業としては単年度の期間を設定し、次の段階での詳細な設計が3年度では難しいと考えも含めまして、まず策定業務を令和2年度で行い、令和3年度以降に必要な箇所の調査、設計を

進めていく計画として策定しております。

委員会 もう1つ質問いたしますが、この業務の予定価格についてはどのように設定しておりますのでしょうか。当該業者に見積を取って予定価格を決めているということはありますでしょうか。

説明員 この業務の予定価格については宮城県と国交省の基準に則っております。下水道に関しましては日本下水道協会、他の協会もあり、それらの基準を含めて発注しております。その中で今回、設計の計上する必要のない費用を省いた上での発注となっております。

委員会 この予定価格そのものは、この業者から出た情報で積算したというわけではなく、一般的な基準に基づき積算したということでしょうか。

説明員 そのとおりです。

説明員 先ほど委員からデータについての質問事項がございましたが、業務についてデータとして取り扱っているものもありますが、まだ全てにおいてデータとして揃っていない状態があります。例えば、耐震化関係もありますので各地区のボーリングデータ、地質データ等は詳細なものになりますと策定の中では担当した業者において確認しておりますが、それを全てデータ化したという形では、今回の策定業務の中では計画の策定が先になっておりますので、そういったものがデータ化されていないということも含めまして、そういったものを一から情報収集、現地確認も含めるとする必要性がありますが、今回、必要ないという形で省略した形での発注となっております。

委員会 その他ご意見ありますでしょうか。それでは4件目の抽出案件について審議に入らせていただきます。

④ 令和3年度 亘理第5-1号汚水枝線工事

入札方式：条件付一般競争入札（予定価格 事前公表）
種別：土木一式工事
入札公告：令和3年8月5日
入札開札：令和3年9月3日
入札参加業者数：10者（うち辞退業者0者）
予定価格（税込）：160,672,600円
契約金額（税込）：131,362,000円（落札率：81.76%）

事務局 それでは4件目の事案について説明させていただきます。概要につきましては、汚水管布設工事 線路延長 L=750.9m、管きょ工 硬質塩化ビニル管布設φ200 L=454.3m、硬質塩化ビニル管布設φ150 L=296.6m、マンホール工 組立式1号マンホール設置φ900 14箇所、塩ビ製小型マンホール設置φ300 9箇所、公共樹設置工 64箇所でございます。入札参加資格につきましては、主なものについて説明させていただきます。令和3・4年度亘理町入札参加資格者名簿（登録部門：土木一式工事）に登載されている者であること。宮城県仙台市、名取市、岩沼市、角田市、白石市、亘理町、山元町、柴田町、大河原町、村田町、川崎町、蔵王町、七ヶ宿町、丸森町に本店を有する事業者で、建設業法による土木一式工事について建設業の許可を受けている者であること。建設業法第27条の23に規定する

経営事項審査結果で、土木一式工事について総合評定値(P)が 700 点以上の者であること。続いて入札参加資格者数につきましては 10 者。入札者数については 10 者。辞退者数 0。予定価格が税込み 160,672,600 円。契約金額が 131,362,000 円。落札率は 81.76%でございます。概要につきましては、以上です。

委員会 それでは、これについてご質問等あれば委員の皆様よろしくお願ひします。

委員会 この工事について最低価格はいくらだったのでしょうか。

説明員 最低制限価格については●●●,●●●,●●●円です。

委員会 条件付きにした理由については何でしょうか。

説明員 金額で 1,000 万円を超える工事であることから、条件付き一般競争入札としております。

委員会 我々は全部関連する規定などを理解して入札監視委員会に臨まないといけないのですが、資料で該当する規定などを明記していただけるとより良い入札監視委員会を推進できると思います。

委員会 今回は失格者が非常に多い。半数以上が失格者となっておりますが失格の原因は何であると思われませんか。資料では低入札が理由であると記載されておりますが、これほど低入札であった入札はなかなか無いのではないかと思われるのですが、理由については把握しておりますのでしょうか。

説明員 こちらの工事に関しましては失格者が多いですが、施工条件が好条件であったと認識しております。内容としては一般的な土木工事、水道工事となりまして工事の難易度もさほど難しくない工事となっております。その他の点については今回の工事の施工箇所は複数ありますが、近接しており一貫した施工が可能なため通常よりも工事日数の短縮が見込めたものと思われまふ。それらの点により全体的に施工条件が良く、入札参加者が入札金額を下げたことが要因であると思われまふ。

委員会 この入札に参加した業者は亘理町の業者がほとんどを占めているのではないのでしょうか。参加条件は仙台市以南の市町であると思われまふが、亘理町の業者が多いと感じまふ。先ほどの説明ですと、もう少し町外の業者が多く参加してくると考えられまふが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

説明員 その点に関しましては先ほど説明した内容を踏まえた形になりますが、施工場所について下水道工事に関して道路上の工事及び宅地内の工事が主となっております。そういった点も含め、亘理町の地域性や交通量等を踏まえ好条件であると判断されて入札に参加されたものであると考えまふ。

委員会 近隣市町村であれば、そこまで遠くない施工箇所なのかと思われまふ。他の要素として様々あると思ひまふが、例えば主任技術者が配置できない等。でも亘理町内の業者が参加していても結局は低入札で失格になっている状況です。今回の設定した入札参加資格の地域要件の範囲内に該当する業者においてはインターネット上で入札情報を確認するしか方法はないのでしょうか。亘理町ではインターネット上でしか情報を提供する手法について用いていないのでしょうか。

- 事務局 入札公告につきましては役場と交流センター、ホームページで入札の広告を掲載しております。
- 委員会 掲載場所か HP で確認しないと内容については確認できないということでしょうか。
- 事務局 どの市町村も当てはまりますが、250 万円以上の工事については HP にて今年度の工事発注の見通しを公開しております。掲載機関については東北地方整備局となります。建築業者ですと 240 社、土木についても同程度の業者数になるかと思われませんが、入札に参加したくて登録申請しておりますので、予算を確認したり、HP で今年度の工事の予定を確認したり、情報入手は可能であると思われしますので、その中で仕様書等を確認し、入札参加されるという状況となっております。
- 委員会 そういうことあれば、情報が偏って発信されているわけではなくて、業者の皆さんが知り得るような状況にあるということですね。
- 事務局 付け加えますと HP で公表しておりますが、亘理町の HP の中で入札関係の閲覧が非常に多い状況でありますことから、業者の方々は HP から情報を収集していることがわかります。
- 委員会 低入札で失格した際に金額については記載されないものでしょうか。このくらい失格の件数が多いとどのくらいの低入札で失格ということを入札監視委員会の立場として確認しておきたいのですが、それを委員会で示すのは何か支障をきたすものなのでしょうか。
- 事務局 本町では予定価格を規則の定めるところにより事前公表しております。そうすると予定価格いわゆる上限が分かることから、それ以下での競争となりますが、最低制限価格の金額及び計算式を非公表としております。そこが推測されることが予想されますので、低入札で失格した金額についても非公表させていただいている状況でございます。要するに最低制限価格がわかってしまうので、最低制限価格付近での競争を防止することを目的としております。この件について、苦情などの問い合わせも現在ございませんので適正に運用されているものと認識しております。
- 委員会 例えば、公表という意味ではなくて、会議資料として扱うことは可能でしょうか。
- 事務局 会議資料につきましては記載して資料を作成したいと思います。
- 委員会 支障はないでしょうか。
- 事務局 この委員会のみを活用であれば問題ございません。
- 委員会 我々入札監視委員会については守秘義務がありますので。
- 事務局 審議が充実していくためにも今後資料に加えていきます。
- 委員会 よろしく申し上げます。
- 委員会 その他なにかありますでしょうか。
- 委員会 低入札の救済制度に関しましては、ここ 2 年程度議論がされているということで、今も検討中という報告がありましたけれども、この案件での落札金額と最低制限価格について

は 100 万円程度の差しかないのですが、偶然なのかはわかりませんが、この業者が落札出来て、たまたま最低制限価格以下だった業者が失格となってしまったということは合理的ではないと感じるところもありますので今後も引き続き検討いただければと思います。

委員会 今の話に関連しますが、最低制限価格を決定する際、最低制限価格がキーとなっていると思われます。今回は諸条件が良かったとのことですが、その条件を反映した上で最低制限価格を算定しているものでしょうか。

説明員 設計価格を基準にして、そこから最低制限価格を算出し、町長が定めております。工事の諸条件までを反映した価格設定にはなっておりません。

委員会 その諸条件がよかったことを最低制限価格に組み込んでいけば、もう少し低い価格での落札もあり得たということでしょうか。

説明員 設計金額を積算する際には施工条件を見込んだ積算になっているため、それが最低制限価格に反映しております。その結果でも入札価格が下回っている状況でございます。

委員会 つまり、設計価格の段階で条件を反映した内容になっているということでしょうか。

説明員 そのとおりです。

説明員 先ほどの説明の補足になりますが、こちらで考えていた施工条件での最低制限価格になりますが、実際、入札に参加した業者の施工条件がこちらで考えていた施工条件よりも良いと判断した結果により設定した最低制限価格より下回る金額で応札してきたものと考えております。

委員会 その他意見等ございませんでしょうか。

委員会 意見等無いようですので、以上で抽出された案件の審議が終了しました。これから、入札監視委員のみで意見、具申、勧告を行うか協議いたします。職員の方々につきましては一旦、退室をお願いいたします。

～ 委員のみで審議、意見具申等について協議 ～

佐藤委員長 入札監視委員会から意見として今後次の 2 点について努力していただきたいと申し上げます。1 点目は指名競争入札における指名業者を決める際の透明性を図れるような方策を今後考えていただきたい。2 点目は法律の規定が例えば建設業法のような法律のない分野の業務については金額が高額な場合についても一般競争入札が行われないという問題点があがりました。工事以外の業務等についても一定金額以上で一般競争入札を採用するといった方策についても今後検討していただきたい。

佐藤委員長 ただ、冒頭で説明いただきました入札制度改革の今までの経緯につきましては、我々委員としましては、少しずつ着実に制度改革が改善の方向に向かっていることが分かりましたので、非常に心強く感じております。急激には理想の姿に変えていくことは難しいことだと思います。今まで長い時間を掛けてここまで来たということですので、これからも一歩一歩着実に改善に向けて歩んでいただければと思います。本日はありがとうございました。

(4. 次回抽出者の確認)

佐藤委員長 次第の4になります。次回抽出者の確認ということですので今回は順番でいうと真田委員になります。次回は、7月に予定しています。あとは事務局の方に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(5. その他)

事務局 次第の5、その他ですが、皆様から何かございませんか。

(6. 閉会)

事務局 それでは第6の閉会に移りたいと思います。次回の第10回入監視札委員会は7月頃の開催を予定しております。メール等で日程を調整し、開催日を決定させていただきます。以上で第9回互理町入札監視委員会を閉会いたします。本日はご多忙のところ、長時間ご協力いただきましてありがとうございました。

以上